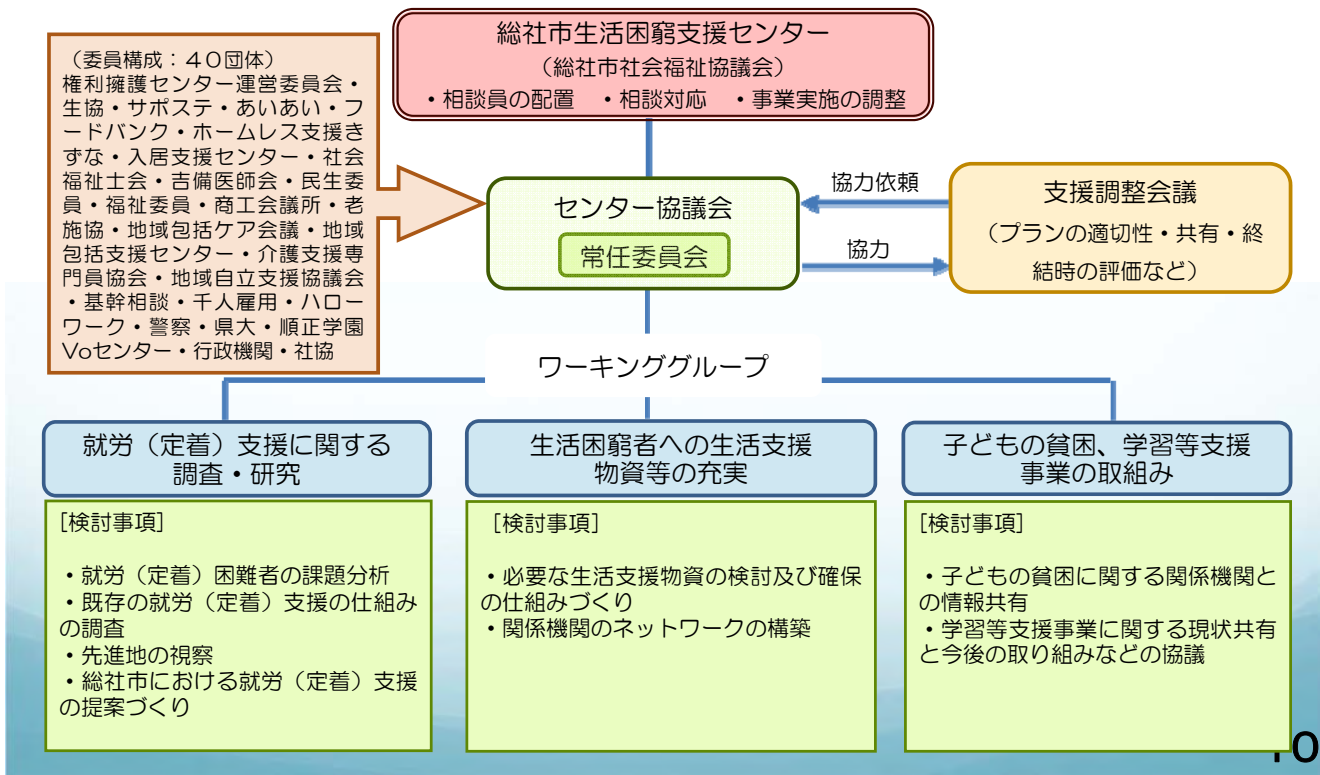


総社市生活困窮支援センター

【平成26年7月設置】

【目的・機能】「低所得」「孤立」「劣悪環境」などの問題を横断的な総合相談窓口機能で支援する。



障がい者差別解消法の施行及び対応要領の策定

【対応要領:平成28年4月1日施行】

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

- ◎平成28年4月から施行（内閣府による）
- ◎対象：行政機関（国や市町村）、民間事業者（個人事業者、NPO等の非営利事業者も含む）
- ◎目的：「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」の実施

障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領

- ◎対象：総社市職員（嘱託、臨時職員も含む）
- ◎目的：法や基本方針に即し、市職員が適切に対応するためのもの（法第10条）

(第1条) 目的

(第2条) 不当な差別的取扱いの禁止

(第3条) 合理的配慮の提供

(第4条) 監督者の責務

(第5条) 相談体制の整備

(第6条) 研修・啓発

障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領に係る留意事項

◎対応要領第2、3条に係る留意事項を明記したもの

【内容】

- ①不当な差別的取扱いの基本的な考え方
- ②正当な理由の判断の視点
- ③不当な差別的取扱いの具体例
- ④合理的配慮の基本的な考え方
- ⑤過重な負担の基本的な考え方
- ⑥合理的配慮の具体例